

事業者向け補助金メニュー【設備・環境経営関連】

管轄	補助金の名称	補助対象	補助金額	対象事業者	期間	問い合わせ先	
国	環境省	工場・事業場における先進的な脱炭素化取組推進事業（SHIFT事業）	<p>①CO2削減計画策定支援（補助率3/4、補助上限：100万円） 中小企業等による工場・事業場でのCO2削減目標・計画の策定を支援 ※CO2排出量を見える化するDXシステムを用いて運用改善を行うDX型計画は、補助上限200万円</p> <p>②省CO2型設備更新支援</p> <p>A.標準事業 CO2排出量を工場・事業場単位で15%以上又は主要なシステム系統で30%以上削減する設備更新を支援（補助率1/3、補助上限：1億円）</p> <p>B.大規模電化・燃料転換事業 主要なシステム系統でi) ii) iii)の全てを満たす設備更新を支援（補助率1/3、補助上限：5億円） i) 電化・燃料転換 ii) 4,000t-CO2/年以上削減 iii) CO2排出量を30%以上削減</p> <p>C.中小企業事業 中小企業等による設備更新に対し、以下のi) ii)のうちいずれか低い額を支援(補助上限0.5億円) i) 年間CO2削減量×法定耐用年数×7,700円/t-CO2(円) ii) 補助対象経費の1/2(円)</p> <p>③企業間連携先進モデル支援 Scope3削減に取り組む企業が主導し、サプライヤー等の工場・事業場のCO2排出量削減に向けた設備更新を促進する取組を支援（補助率1/3、1/2、補助上限5億円）</p>		令和6年8月16日(金)12:00まで	SHIFT事業ウェブサイト内「お問い合わせ」をご確認ください。 https://shift.env.go.jp/contact	
	環境省	業務用建築物の脱炭素化修加速化事業（脱炭素ビルリノベ事業）	<p>1. 外皮の高断熱化 「断熱窓」、「断熱材」の導入により、改修後の外皮性能BPIを1.0以下にすること</p> <p>2. 高効率設備の導入 「高効率空調」、「制御機能付きLED照明器具」の導入により、一次エネルギー消費量が省エネルギー基準から用途に応じて30%又は40%以上削減されること</p>	<p>設備費と工事費に係る費用の1/2～1/3に相当する定額 上限額：1事業あたり10億円 下限額：1事業あたり500万円</p>	【補助対象建築物】 事務所、ホテル、病院、百貨店、学校、飲食店、図書館、体育館、映画館など	令和6年11月29日（金）23:59締切 ※交付決定額の合計が予算額に達した場合、受付を終了する。 ※ 契約・発注行為は必ず交付決定日以降に行うこと。	一般社団法人 環境共創イニシアチブ（S I I） 脱炭素ビルリノベ事業事務局 TEL：0120-102-912 受付時間：（平日）10：00～12：00/13：00～17：00
	環境省	脱炭素社会の構築に向けたESGリース促進事業	<p>適格要件を満たした中小企業等がリースで脱炭素機器を導入する場合</p> <p>(1) リース会社がESGを考慮した取組を実施している場合 ①ESG関連の専門部署設置や専任者等を配置し、組織的な体制を構築している。等 ②ESGについて、目標・方針設定、戦略策定等を行い、公表している。等</p> <p>(2) バリューチェーン上の中小企業がESGを考慮した取組を実施している場合 ①トップティア等からの要請、支援を受け、バリューチェーン内の中小企業等が脱炭素化の取組を行っている。等 ②バリューチェーン全体として、バリ協定の達成に向けた脱炭素化の目標を設定しておりバリューチェーン内の中小企業がその達成に向けて取り組んでいる。等</p>	<p>当初リース契約期間の総リース料（消費税及び再リース料を除く）の4%以下 ※ 特に優良な取組：1%上乗せ ※ 極めて先進的な取組：2%上乗せ</p>	環境省から指定を受けた指定リース事業者（対象リース先：中小企業、個人事業主等） ※補助金は指定リース事業者に交付されますが、リース契約時に補助金全額をリース料低減のために充当するという内容の特約等を交わすことが条件となります。	交付申請書類受付：令和7年3月6日まで	一般社団法人環境金融支援機構 お問い合わせフォーム https://esg-lease.or.jp/contact/
	資源エネルギー庁（経済産業省）	需要家主導型太陽光発電導入支援事業	<p>需要家、小売電気事業者、発電事業者（補助対象事業者）が連携し、太陽光発電設備等を導入する事業（需要家主導のオフサイトPPA導入）</p> <p>■補助対象経費 太陽光発電設備及び蓄電池の設置費用 ※ 対象設備が、電気事業者による再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法の認定計画に含まれないこと(非FIT・非FIP)。 ※ 合計2MW以上の新設設備で、補助対象経費のうち蓄電池を除く単価が23.9万円/kWh(ACベース)未満であること。 ※ 原則として①単年度事業については令和7（2025）年2月28日までに、②複数年度事業については最長令和9（2027）年2月26日までに運転開始すること。 ※ 8年以上にわたり一定量の電気の利用契約等を締結すること。 ※ 再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン」および「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」を遵守すること。</p>	<p>■補助率 1. 自治体連携型：①、②のいずれかの場合は2/3以内 ① 補助対象事業者（地方公共団体及び地方公営企業を除く）が、地方公共団体が所有する土地に補助対象設備を設置して補助事業を実施する場合。 ② 地方公共団体が資本金の過半を出資する補助対象事業者又は地方公共団体及び地方公営企業が、当該地方公共団体内に需要地を有する者を需要家として補助事業を実施する場合。 2. 自治体連携型以外：1/2以内 ※ただし、蓄電池の設置に係る経費については、新規技術開発蓄電システム又は電動車の駆動用に使用された蓄電池モジュールを2次利用し組み込まれた蓄電システムである場合又は電力系統側への定格出力が1,000kW以上である場合については1/3、それ以外の場合については1/4以内とする。</p>	特定の需要家に電気を供給するために新たに太陽光発電設備を設置する者	単年度事業 令和6年7月26日(金)17:00まで 複数年度事業 令和6年8月9日(金)17:00まで	需要家主導型太陽光・蓄電池導入支援事務局 TEL：03-4590-7681 受付時間 9:30-12:00/13:00-17:00（土日、祝日は除く）

事業者向け補助金メニュー【設備・環境経営関連】

管轄	補助金の名称	補助対象	補助金額	対象事業者	期間	問い合わせ先
県	佐賀県 産業廃棄物リサイクル施設等整備促進事業（→排出事業者向け）	県内の産業廃棄物排出事業者等が行う産業廃棄物の排出抑制、減量化及びリサイクルを推進するための施設整備 ■補助対象経費 工事費（建築物（構築）費）、設備費（機械装置費等）、その他（設計費等）	■補助率 補助対象経費の2分の1以内 （太陽光パネル・木くず・廃プラ・汚泥・動植物性残さのリサイクル等を推進する施設整備、熱回収を推進する施設整備については3分の2以内） ■補助限度額 限度額1,000万円 （太陽光パネル・廃プラのリサイクル施設は2,000万円を限度額とする）	（1）「補助対象事業」の事業を実施する事業者 （2）交付要綱で定める暴力団排除の要件を満たしていること。 （3）県税の未納がないこと。	令和6年8月30日（金曜日）まで ※ただし、申請の合計額が予算額に達した場合、募集期間内であっても受付を終了する。	佐賀県 循環型社会推進課 企画・公共関与担当 TEL：0952-25-7078 FAX：0952-25-7109
	佐賀県 リサイクル産業育成支援事業（→処理業者向け）	県内の産業廃棄物処理業者等が行う、産業廃棄物を処理・加工してリサイクルする施設の新設、増設、更新（処理の効率化・品質の向上につながるもの） ■補助対象経費 建物建築（構築）費、建物付属設備費、機械装置費、その他知事が必要と認めるもの	■補助率 補助対象経費の2分の1以内 （太陽光パネル・木くず・廃プラ・汚泥・動植物性残さのリサイクルを推進する施設整備、熱回収を推進する施設整備については3分の2以内） ■補助限度額 限度額1,000万円 （①優良産廃処理業者のリサイクル施設、②太陽光パネル・廃プラのリサイクル施設 のいずれかに該当する場合は2,000万円を限度額とする）	1. 県内において、リサイクルを行う施設の新設、増設、更新（処理の効率化、品質の向上につながるもの）を行う者であること。 2. リサイクルを実施するための適切な知識及び技能並びに経理的基礎を有していること。 3. 過去5年以内に廃掃法の違反がないこと。 4. 県税の未納がないこと。 5. 交付要綱で定める暴力団排除の要件を満たしていること	令和6年8月30日（金曜日）まで ※ただし、申請の合計額が予算額に達した場合、募集期間内であっても受付を終了する。	佐賀県 循環型社会推進課 企画・公共関与担当 TEL：0952-25-7078 FAX：0952-25-7109
市町	佐賀市 令和6年度佐賀市ゼロカーボン推進事業費補助金	①省エネ最適化診断の受診 ②環境経営の推進（環境経営認証の新規取得、再エネ100宣言REActionへの参加）	①省エネ最適化診断の受診 補助対象経費の全額 ②環境経営の推進 補助対象経費の1/2（上限10万円）	・ゼロカーボンシティが推進パートナーに登録されている事業者	令和6年12月27日まで（先着）	佐賀市 環境部 環境政策課 ゼロカーボンシティ推進室 TEL:0952-40-7201 FAX:0952-26-5901
	唐津市 唐津市中小企業等活性化支援事業補助金	中小企業者等で構成する組合（その支部を含む）などが実施する活動強化などの取り組み【事業組合等活動強化支援分】 ■補助対象事業 ・新商品（新技術）の開発や提供 ・DX導入による生産性向上 ・SDGsへの取り組み ・消費喚起活動 ・販路開拓・売上向上 ・事業継承への取り組み ・人材育成 ・BCPの策定など ・経営安定化に役立つ取り組み	補助率：1/2（補助上限額100万円）	次のいずれかに該当する事業者 ・3者以上の市内事業所を有する中小企業者等で構成する任意の団体 ・中小企業団体（事業協同組合、企業組合、協業組合、商工組合など） ・商店街振興組合 ・生活衛生同業組合 ・酒造組合または酒販組合 ・内航海運組合 ・水産加工業協同組合	令和6年12月27日まで ※ 申請受付順に随時審査を行い、交付決定後の事業開始となる。 ※ 申請額が予算の上限に達した場合、募集を締め切る。	唐津市 経済部 商工振興課 TEL：0955-72-9141 FAX：0955-72-9182
	唐津市 唐津市中小企業等活性化支援事業補助金	市民が市内の空き店舗などで実施する新規創業もしくは新規出店の取り組み【創業支援分】 ■補助対象事業 ・新規創業の取り組み ・新規出店の取り組み ・空き店舗などを活用した創業などの取り組み	■通常枠 補助率：1/3 補助上限額：空き店舗等の活用100万円（上記以外50万円） ■移住創業枠 補助率：1/2 補助上限額：空き店舗等の活用150万円（上記以外100万円）	唐津市内に住所があり、次のいずれかを行う人 ・新規創業 ・新規出店 ・空き店舗などの活用	令和6年12月27日まで ※ 申請受付順に随時審査を行い、交付決定後の事業開始となる。 ※ 申請額が予算の上限に達した場合、募集を締め切る。	唐津市 経済部 商工振興課 TEL：0955-72-9141 FAX：0955-72-9182

※令和6年7月22日現在の情報です。詳細及び最新情報はリンク先のHPにてご確認ください。

※上記以外にも補助金メニューが追加される場合があります。お住いの自治体の最新情報をご確認ください。